

令和 5 年 6 月 21 日

公立大学法人新見公立大学
理事長 公文裕巳様

公立大学法人新見公立大学

監事 黒杭良雄

監事 森定茂美

監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人新見公立大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について監査いたしました。その結果について以下のとおり報告します。

- 1 実施期日 令和 5 年 6 月 21 日 (水)
- 2 実施場所 新見公立大学本館 2 階 会議室 A
- 3 監査の概要

私ども監事は、令和4年度の監査計画に基づき、重要な決裁書類等を閲覧し、役員等からの業務運営報告、各部局責任者等からの業務処理状況報告を聴取し、文書、証拠書類の査閲、現物確認等を行うことにより業務実施状況及び会計に関する対応状況について確認しました。

また、財務に関する状況に関して、監査を行うとともに財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関し検討を加えました。

4 監査の結果

- (1) 財務諸表(損失の処理に関する書類(案)を除く)は、財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (2) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長・理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。
- (6) 事業報告書中の学生数及び組織図は、令和4年度の数値で統一すること。

以上